第十五号イ中「の指定」の下に「若しくは第一号通所事業の指定通所介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業と」を「指定介護予防通所介護の事業と指定通所介護の事業と」を加え、「指定通所介護の事業及び第一号通所事業」に「及び指定通所介護」を「、指定通所介護予防通所介護の事業及び第一号通所事業」に改め、同号ロの表中「指定介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス基準」という。）」を「介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年厚生労働省令第四号）附則第四条第三号の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第五条の規定による改正前の指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号）」に改める。

第十六号ロの表中「指定介護予防サービス基準」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（以下「指定介護予防サービス基準」という。）」に改める。

○厚生労働省告示第八十九号

指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十六号）及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十九号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第三号各号列記部分及びロを削り、同号イを同号とする。

第四号中「指定地域密着型介護福祉施設サービス」を「指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護」に、「地域密着型介護福祉施設サービス費」を「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護費」に改める。

第十号中「指定介護予防認知症対応型共同生活介護」を「介護予防認知症対応型共同生活介護費又は介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護費を算定すべき指定介護予防認知症対応型共同生活介護」に改める。

○厚生労働省告示第九十号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める外部サービス利用型特定施設入居者生活介護費及び外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護費に係るサービスの単位数並びに指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生労働省告示第十九号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十三日　　厚生労働大臣　塩崎　恭久

第一号ロ中(1)から(5)までを次のように改める。

(1)　要介護一　一万六千二百三単位
(2)　要介護二　一万八千二百四十九単位
(3)　要介護三　二万二百四十六単位
(4)　要介護四　二万二千百九十二単位
(5)　要介護五　二万四千二百五十九単位

別表第一を次のように改める。

別表第一

1　外部サービス利用型特定施設入居者生活介護基本サービス費（1日につき）　82単位

注1　利用者に対して、外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス基準」という。）第192条の3第2項に規定する外部サービス利用型指定特定施設入居者生活介護事業者をいう。）が、基本サービス（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する基本サービスをいう。以下同じ。）を行った場合に算定する。

2　養護老人ホーム（老人福祉法（昭和38年法律第133号）第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。以下同じ。）である指定特定施設において、別に厚生労働大臣が定める者に対して基本サービスを行った場合に、障害者等支援加算として、1日につき20単位を所定単位数に加算する。

2　訪問介護

イ　身体介護が中心である場合

(1)　所要時間15分未満の場合　95単位
(2)　所要時間15分以上30分未満の場合　191単位
(3)　所要時間30分以上1時間30分未満の場合　260単位に所要時間30分から計算して所要時間が15分増すごとに86単位を加算した単位数
(4)　所要時間1時間30分以上の場合　557単位に所要時間1時間30分から計算して所要時間15分を増すごとに36単位を加算した単位数

ロ　生活援助が中心である場合

(1)　所要時間15分未満の場合　48単位
(2)　所要時間15分以上1時間未満の場合　95単位に所要時間15分から計算して所要時間が15分増すごとに48単位を加算した単位数
(3)　所要時間1時間以上1時間15分未満の場合　217単位
(4)　所要時間1時間15分以上の場合　260単位

ハ　通院等のための乗車又は降車の介助が中心である場合　86単位

注1　利用者に対して、指定訪問介護（指定居宅サービス基準第4条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者（指定居宅サービス基準第192条の2に規定する受託居宅サービス事業者をいう。以下同じ。）の訪問介護員等が、指定訪問介護を行った場合に、現に要した時間ではなく、訪問介護計画（指定居宅サービス基準第24条第1項に規定する訪問介護計画をいう。）に位置付けられた内容の指定訪問介護を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を算定する。

2　イについては、身体介護（利用者の身体に直接接触して行う介助並びにこれを行うために必要な準備及び後始末並びに利用者の日常生活を営むのに必要な機能の向上等のための介助及び専門的な援助をいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

3　ロについては、単身の世帯に属する利用者又は家族若しくは親族（以下「家族等」という。）と同居している利用者であって、当該家族等の障害、疾病等の理由により、当該利用者又は当該家族等が家事を行うことが困難であるものに対して、生活援助（調理、洗濯、掃除等の家事の援助であって、これを受けなければ日常生活を営むのに支障が生ずる介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第2項に規定する居宅要介護者に対して行われるものをいう。）が中心である指定訪問介護を行った場合に所定単位数を算定する。

4　ハについては、利用者に対して、通院等のため、当該事業者の訪問介護員等が、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて、乗車前若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先若しくは外出先での受診等の手続き、移動等の介助を行った場合に1回につき所定単位数を算定する。

3　訪問入浴介護

イ　利用者に対して、指定訪問入浴介護（指定居宅サービス基準第44条に規定する指定訪問入浴介護をいう。以下同じ。）に係る受託居宅サービス事業者の看護職員（看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）1人及び介護職員2人が、指定訪問入浴介護を行った場合には、指定居宅サービス介護給付費単位数表の訪問入浴介護費（以下「訪問入浴介護費」という。）に100分の90を乗じて得た単位数を算定する。

ロ　訪問入浴介護費のイの注1から注8まで並びにロ及びハについては、適用しない。